

1 輸入許可申請手続

栽培地検査対象植物に係る試験種子（以下「試験種子」という。）を輸入する場合の申請手続から許可が下りるまでの流れは、次のとおりです。

申請者（輸入者）

植物防疫所（農林水産大臣）

輸入禁止品輸入許可申請書の提出

- 輸入者は輸入に先立って「輸入禁止品輸入許可申請書」（植物防疫法施行規則第2号様式。以下「申請書」という。）及び「計画書」（は種予定数量、栽培場所、前作植物名、は種予定月日、開花予定月日、栽培終了予定月日等を記載したもの。申請書の「その他参考となるべき事項」にそれらを記載してもよい。）を申請者の住所地を担当する植物防疫（事務）所（支所、出張所を含む。以下「植物防疫所」という。）を経由して農林水産大臣宛てに提出してください。

注1：申請書の記載内容が不十分なものは受理されず返送される場合があります。

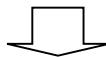
注2：植物防疫所が申請書を受理してから許可が下りるまで約1か月（実地調査が必要な場合は約40日）を要しますので、できるだけ早めに提出してください。



輸入禁止品輸入許可申請書の審査

- 申請書を受理した植物防疫所では、申請書の記載内容について審査し、必要に応じて保管及び試験を行う場所が試験種子を管理及び隔離するのに適切であるかどうかについて実地調査します。

注3：審査及び実地調査の結果、適切と認められず、輸入禁止品の輸入許可が行われなかった場合は、その旨連絡を行います。



輸入禁止品輸入許可指令書及び輸入許可証票の交付

- 審査の結果、農林水産大臣により輸入が許可されたときは、申請者宛てに「輸入禁止品輸入許可指令書」（以下「許可指令書」という。）及び当該輸入禁止品が大臣の許可を得て輸入されることを明らかにするために「輸入許可証票」（植物防疫法施行規則第3号様式）が交付されます。

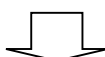
注4：許可指令書には、試験種子の輸入許可の条件として、植物防疫所を気付として輸入すること、輸送期限、管理方法、管理場所、管理責任者、譲渡その他処分の制限又は禁止、管理中に検査有害植物が発生した場合の通知及び措置方法等について具体的な条件が付されています。これらの条件に違反した場合は許可の取消又は試験種子及び当該種子から生育した植物体の廃棄、その他必要な措置を執ることになりますので、許可指令書の条件は必ず守ってください。

注5：許可指令書の条件をやむを得ず変更しなければならないときは、あらかじめ農林水産大臣の許可を得ることが必要です。この場合、「許可指令書（一部変更）」が交付されます。なお、試験種子の産地、品名及び数量の変更は認められません。

輸入禁止品管理利用状況報告書の提出

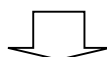
- ・ は種後、開花時期までに試験種子の生育状況等について「輸入禁止品管理利用状況報告書（試験種子生育状況報告書）」1部を管理施設の所在地を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣宛てに提出してください。
- ・ 当該年度内に試験を終了しない場合は、毎年3月末日までに「輸入禁止品管理利用状況報告書（試験種子管理状況報告書）」1部を管理施設の所在地を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣宛てに提出してください。

輸入禁止品の管理状況について植物防疫官が適宜確認を行います。



植物防疫官による検査

- ・ 植物防疫官は、栽培管理期間を通じた適切な時期に1回以上、その管理状況及び試験種子から生育した植物体の栽培中における検疫有害植物の発生の有無について検査を行います。



管理完了（輸入禁止品管理完了状況報告書の提出）

- ・ 試験等を完了する場合は、植物防疫官立会いの下に試験種子及び当該種子から生育した植物体、使用した器具類の消毒、その他必要な措置を執る必要がありますので、これらの措置を行う前に植物防疫所に連絡してください。なお、植物防疫官立会いの下に、これらの措置が終了した場合は、「輸入禁止品管理完了状況報告書」1部を管理施設の所在地を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣宛てに提出してください。

3 試験種子の管理について

- ・ 許可指令書の条件に沿って栽培等を実施していただきますが、試験種子は、施錠のできる保管庫に保管し、試験種子である旨の表示を行うことはもちろん、栽培等の実施に当たっては、栽培場所への担当者以外の立入りを制限する等して、試験種子の管理及び隔離に万全の措置を講じてください。
- ・ なお、試験種子は、指定された管理施設以外に移動したり、他に譲渡することが禁止又は制限されていますのでご注意ください。

4 許可後に変更があった場合について

農林水産大臣による許可後、次の事例が生じた場合は、手続きが必要となります。

輸入許可条件の一部を変更したい場合（管理責任者、試験方法若しくは試験場所等の変更又は輸入期限、利用期間の延長等）

「輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願」1部を申請者の住所地を担当する植物防疫所を經由して農林水産大臣宛てに提出してください。

注：試験種子の産地、品名及び数量の変更は認められません。

輸入許可証票を紛失又は破損した場合

輸入許可証票を使用前に紛失又は破損した場合は、その旨を速やかに申請者の住所地を担当する植物防疫所長（支所・出張所長を含む。）宛て届け出て（様式任意。1部）再交付を受け、輸入時に試験種子の梱包（容器包装）に必ず貼付してください。

退職、転勤等により申請者の名義等に変更又は申請者及び管理責任者の所属する機関の住所及び名称並びに管理施設の名称及び管理責任者の所属等に変更が生じた場合

変更から2週間以内に「輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届」1部を申請者の住所地又は管理施設の所在地を担当する植物防疫所を經由して農林水産大臣宛てに提出してください。

輸入禁止品の輸入を中止・試験等を中止する場合

輸入を中止する場合は申請者の住所地を担当する植物防疫所を、輸入後に試験等を中止する場合は管理施設の所在地を担当する植物防疫所を經由して「輸入禁止品(輸入・試験)中止届」1部を農林水産大臣宛てに提出してください。試験等を中止する場合は、管理施設において植物防疫官立会いの下に試験種子の処分等必要な措置を実施していただきます。

注：輸入を中止する場合は、未使用の輸入許可証票を返納してください。

次世代種子を輸入許可条件から解除するとき

次世代種子の輸入許可条件の解除を希望する場合は、「輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願」1部を申請者の住所地又は管理施設の所在地を担当する植物防疫所を經由して農林水産大臣宛てに提出してください。親植物の栽培中における検査及び当該植物から採取された次世代種子の検査の結果、検疫有害植物が認められなかった場合は、許可条件から解除することができます。

5 参考

- ・各種申請・手続書類様式はホームページからダウンロードしてご利用になれます。なお、記載方法につきましては、ホームページ上の申請書の記載例を参考にしてください。
- ・ご不明な点は最寄りの植物防疫（事務）所へお問い合わせください。

横浜植物防疫所

所在地：〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎内

連絡先：業務部種苗担当 tel 045-211-7153 fax 045-211-0611

名古屋植物防疫所

所在地：〒455-0032 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内

連絡先：種苗担当 tel 052-651-0132 fax 052-651-0115

神戸植物防疫所

所在地：〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎内

連絡先：業務部種苗担当 tel 078-331-2376 fax 078-391-1757

門司植物防疫所

所在地：〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎内

連絡先：輸入検疫担当 tel 093-321-2601 fax 093-332-5182

那覇植物防疫事務所

所在地：〒900-0001 沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎内

連絡先：輸入検疫担当 tel 098-868-2850 fax 098-861-5500